

# e-プロジェクト（特定創業支援等事業）について

## <e-プロジェクト（特定創業支援等事業）のご案内>

産業競争力強化法に基づく地域における創業の促進を目的として、調布市で創業する方を対象に特定創業支援等事業を行います。この事業は、創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を習得したと認める方に、習得を証する証明書を発行し、4つの特典を活用していただくものです。

### 1. e-プロジェクト（特定創業支援等事業）の特典

- (1) 株式会社（合名・合資又は合同会社を含む。NPO 法人や一般社団法人は不可）を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（資本金の0.7%→0.35%）されます。  
※最低税額 15 万円→7.5 万円、合同会社 6 万円→3 万円。
- (2) 通常創業2ヶ月前から対象となる貸付について、事業開始6ヶ月前から利用可能になります。
- (3) 創業前又は、創業後税務申告を2期終えていない事業者は、日本政策金融公庫の新創業融資制度を、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たしたものとみなされます
- (4) 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができる。

その他、補助金申請の要件となっている場合もあります。

### 2. 証明書発行の対象者

- (1) 6ヶ月以内に創業しようとする個人または法人で、創業時まで調布市内に住所を有することができること。
- (2) 創業後5年未満の個人または法人で、調布市内に住所を有することができること。

### 3. e-プロジェクト（特定創業支援等事業）の期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日

### 4. e-プロジェクト（特定創業支援等事業）を活用するうえで必要なこと

特定創業支援等事業を受けて、下記4つの知識の習得が必要となります。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ア 経営に関する知識   | イ 財務に関する知識   |
| ウ 人材育成に関する知識 | エ 販路開拓に関する知識 |

### 5. 申し込み方法

知識習得のため、相談事業またはセミナー事業を受ける必要があります。

条件は以下のとおりです。

#### 【相談事業の場合】

1ヶ月以上に渡り、4つの知識に関する内容について、4回以上相談をすること。

#### 【セミナー事業の場合】（絶対創活塾）

4つの知識に関するセミナーを受講することで、知識習得が可能です。

## 6. 証明書交付まで

知識習得が終わりましたら、下記書類を提出してください。

書類提出時に面接審査と書類審査を行います。審査終了後に、証明書をお渡しします。

＜必要な提出書類＞ 申請書兼証明書 2枚（両方とも捺印）  
事業計画書 1枚

※証明書の有効期間は、証明日から6ヶ月間です。

### ＜e-プロジェクト（特定創業支援等事業）証明書交付された方のご案内＞

#### 証明書を受けた方が受けられるメリット

##### メリット①

株式会社・合同会社等の  
設立時の登録免許税軽減

資本金の  
0.7%⇒0.35%  
最低税額  
15万円⇒7万5千円

##### メリット②

保証協会による創業関連保  
証の申込み時期前倒し

創業2ヶ月前  
⇒創業6ヶ月前

##### メリット③

日本政策金融公庫「新創業  
融資制度の自己資金要件の  
充足

創業前、2期目の税務  
申告前の事業者  
⇒自己資金要件を満た  
したものとみなされる

##### メリット④

日本政策金融公庫の「新規  
開業資金」の貸付け利率引  
き下げ対象として利用でき  
る

##### その他

補助金申請の要件となっ  
ているもの有り

例)  
地域創造的起業補助金、  
東京都創業助成事業等

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受け、証明書を発行された方への活用する留意点をご案内いたします。

「特定創業支援等事業」を受けた方への登録免許税の軽減措置について、平成28年度から以下の拡充措置が図られています。

○株式会社設立だけでなく、合名・合資・合同会社の設立にも利用できるように拡充

○創業前の個人だけでなく、創業後5年未満の個人も本税制を利用できるように拡充

【適用期間：2年間（平成30年度～令和2年3月31日まで）】

## 会社設立時の登録免許税について

(1) 創業前の者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する場合には、登録免許税を軽減することができます。

(減免※1) 登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

また、すでに株式会社を営む者であっても、新規性・革新性をもつ新たな事業を開始する場合は、新たな株式会社設立時に登録免許税を軽減することができます。

※1 株式会社又は合同会社の場合は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免、合名会社又は合資会社の場合は、1件につき6万円→3万円に減免されます。

(最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。)

(2) 調布市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

## e-プロジェクト 確認シート

e-プロジェクトのご利用にあたり、下記内容をご確認ください。

(1) e-プロジェクト対象者

- 6 ヶ月以内に創業しようとする個人又は法人で、創業時までに調布市内に住所を有することができる。
- 創業後 5 年未満の個人又は法人で、創業時までに調布市内に住所を有することができる。（※法人なり等の場合、個人事業主の年数も含む。）
- 経営の決定権者である

(2) 証明書の必要理由

- 登録免許税の軽減

いずれかに○

- ・株式会社設立希望
- ・合同会社設立希望
- ・合名会社設立希望
- ・合資会社設立希望

（注 一般社団法人、医療法人は対象外）

- 創業関連保証の特例（創業 2 ヶ月前⇒事業開始 6 ヶ月前から対象）
- 東京都又は中小企業庁補助金申請の要件
- 日本政策金融公庫の自己資金要件の特例
- 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ（0.2%引き下げ）

(3) e-プロジェクト受講確認

- （セミナー事業）絶対創活塾
- （相談事業）個別面談

（1 ヶ月以上に渡る 4 回以上の面談。経営、財務、販路開拓、人材育成）

(4) e-プロジェクト事業計画書の提出意思

- e-プロジェクト受講終了後、事業計画書の提出することが証明書発行の要件であることを理解している。

年 月 日

（写し 1 部 事務局保管）